

第 5 9 号議案

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報を追加する必要がある。

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27年中野区条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

15 区長	保育所保育料の減額に関する事務であって規則で定めるもの
16 区長	難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の12の項中「生活保護関係情報をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同表に次のように加える。

13 区長	保育所保育料の減額に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報（法別表第2の9の項に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報をいう。）であって、規則で定めるもの
14 区長	難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。